

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

公安委員会規則

○ 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

◎警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）
令和6年度政府予算案において、被留置者食糧費が1日1人当たり1,236円とされることに伴い、警察本部又は警察署において身体を拘束されている者の食料の支給額を次の表のとおり改めることとした。

区分	改正前	改正後
朝食	405円	412円
昼食	405円	412円
夕食	406円	412円
合計	1,216円	1,236円

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第5号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,216円」を「1,236円」に、「朝食及び昼食にあっては405円、夕食にあっては406円」を「1食当たり412円」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。